第5章第1節 2. ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

/国土交通省

# *CS(トピックス)*(18)

# 教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインの作成

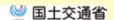
「心のバリアフリー」に関する取組を実施することにより、バリアフリーに関する国民の理解と 協力を得ることが当たり前の社会となるような環境を整備することが重要であり、2020年の改正バ リアフリー法においても、継続的かつ計画的に「心のバリアフリー」に関する取組を実施するため 「教育啓発特定事業」が法律上位置付けられたところである。

こうしたことを踏まえて、今般、国土交通省において、障害のある人への社会的障壁を取り除く のは社会の責務であるという「障害の社会モデル」の考え方を反映しつつ、バリアフリー教室やま ち歩き点検など、バリアフリー基本構想に基づいて「心のバリアフリー」に関する取組を実施する ためのポイントや留意事項等について、『教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン』を取り まとめた。

これまでも、地方公共団体等において様々な取組が行われてきたが、今後、本ガイドラインに基 づいて、地方公共団体や施設設置管理者等、多様な主体において、様々な関係者と連携しながら「心 のバリアフリー」の取組が実施されることが期待される。

# 教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインの概要

○今後、本ガイドラインも参考としつつ、様々な取組が実施されることが期待される。



- ○令和2年のバリアフリー法(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)改正により、面的・ -体的なバリアフリー化を図るために市町村が作成する計画(バリアフリー基本構想)に基づき、市町村や 施設設置管理者等が実施する「心のバリアフリー」に関する事業である教育啓発特定事業が創設。
- 〇本ガイドラインは、市町村等の教育啓発特定事業の継続的・計画的かつ円滑な実施を促進するため、具体的 な進め方についての標準的な手法や望ましい実施方法等をマニュアルとして示すもの。

### ガイドラインの構成

#### <ガイドライン本編>

教育啓発特定事業を実施する意義、計画的 かつ継続的な実施の必要性、「心のバリアフ リー」や「障害の社会モデル」について理解 を得ることの重要性、障害当事者の参画の意 義、学校と連携して実施する場合のポイント 等を掲載。

#### <教育啓発特定事業>

## ①学校連携教育事業

児童等の理解を深めるために<u>学校と連携</u>して行う教育活動の実施に関する事業 (例) 学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室 等

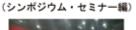
#### ②理解協力啓発事業

- 住民その他の関係者の理解の増進又はこれらの者の協力の確保のために必要な啓発 活動の実施に関する事業
- (例) 障害当事者を講師とした住民向けパリアフリー講習会やセミナーの開催 等 -----

## <実施マニュアル>

教育啓発特定事業としての実施が想定される代表的な4つの取組について、進め方、企画におけるポイン トと留意事項、具体的な実施方法、フィードバックのやり方等について、実施事例等を紹介しつつ、標準 的な手法や望ましい実施方法を提示。











国土交通省ホームページURL

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\_barrierfree\_fr\_000051.html